

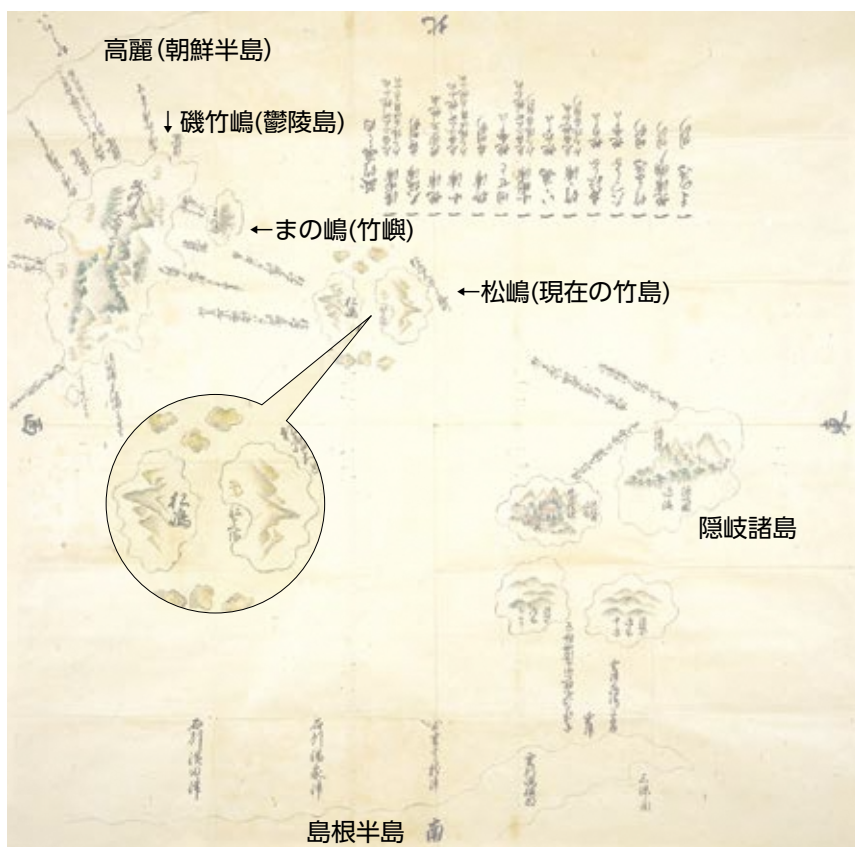
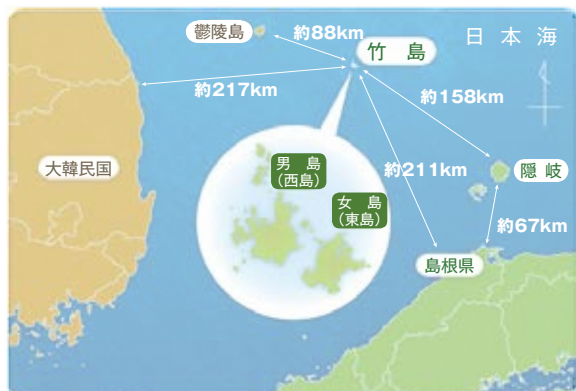
竹島

～日本の領土であることを学ぶ～



©桑原史成

▲左側の男島(西島)と右側の女島(東島)の2つの島と数十の岩礁があります。面積は約20万㎡(東京ドーム約4個分)です。



▶[小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図]
(鳥取県立博物館蔵)

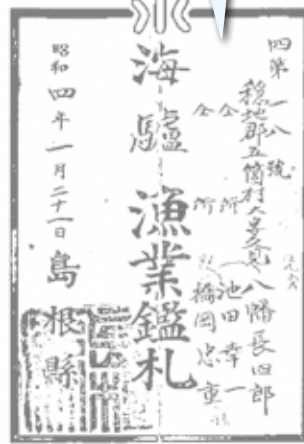
1696(元禄9)年、鳥取藩が江戸幕府に提出した絵図です。現在の竹島は「松嶋」、鬱陵島は「磯竹嶋」と描かれています。また、松嶋には「船すへ場」の記述と小屋の絵を見つけることができます。

1. 昔の竹島と日本との関わり



隠岐の人たちによる竹島でのアシカ
猟の様子です。1934(昭和9)年

島根県が発行したアシカ
(海驢) 猟の許可証です。



漁獵を行った隠岐の人たちです。雇われた
朝鮮人の海女も写っています。
一九四二(昭和十六年)下の収支決算書参照

収支決算書 [契約30頭、境港渡し1頭140円] 1935(昭和10)年 春(5月20日~7月10日)

収入の部		現在価値換算	
アシカ捕獲	29 頭	4,060 円	2,030 万円
干しアワビ		800 円	400 万円
計		4,860 円	2,430 万円
支出の部			
発動機諸経費		800 円	400 万円
人件費(漁夫)	13 人	1,300 円	650 万円
海女	4 人	600 円	300 万円
雑費		500 円	250 万円
米代		180 円	90 万円
小型船	3 隻	250 円	125 万円
利益金		1,230 円	615 万円
計		4,860 円	2,430 万円

県から許可をもらった橋岡・池田・八幡
さんの漁獵の決算書です。当時の一円を
現在の五千円として計算しました。(小学
校教員の初任給の比較換算による)

島根県告示



江戸時代初め、日本人が幕府の許可を得て鬱陵島で林業や漁獵を行い、その行き帰りに現在の竹島で漁獵を行っていました。1661(寛文元)年以降は、現在の竹島についても幕府の許可を得て漁獵が行われました。

明治30年代になると、日本人によるアシカ猟やアワビ漁、ワカメ漁などが現在の竹島で本格的に行われるようになりました。日本各地から竹島に漁獵に来るようになり、アシカの絶滅を心配した隠岐の中井養三郎は、竹島でのアシカ猟を許可制にするため、竹島を日本の領土とすることを政府に願い出ました。政府は、竹島が他の国に占領されていないこと、日本人だけがアシカ猟を行っていることを確認し、1905(明治38)年1月、竹島の領土編入を閣議決定しました。これを受けて、**島根県は同年2月22日、竹島が島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示しました。**(右資料)以後、竹島での漁獵は県の許可制となり、30数年続けられました。

韓国は、日本の竹島領土編入を「侵略(韓国併合)の第一歩」だと主張していますが、現在の竹島が韓国の領土であったことはなく、日本人による漁獵が長く行われてきたことから、日本が竹島を領土編入したことが「侵略の第一歩」などではないことは明らかです。

国土地理院発表
の現在の緯度経度
北緯 37度14分
東経131度52分

2. 領土問題の発生

サンフランシスコ平和条約 [1951 (昭和26) 年 9 月 8 日 調印、1952 (昭和27) 年 4 月 28 日 発効]

第二条 (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、**濟州島、巨文島及び鬱陵島**を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。



条約に調印する吉田首相

(写真提供：共同通信社)

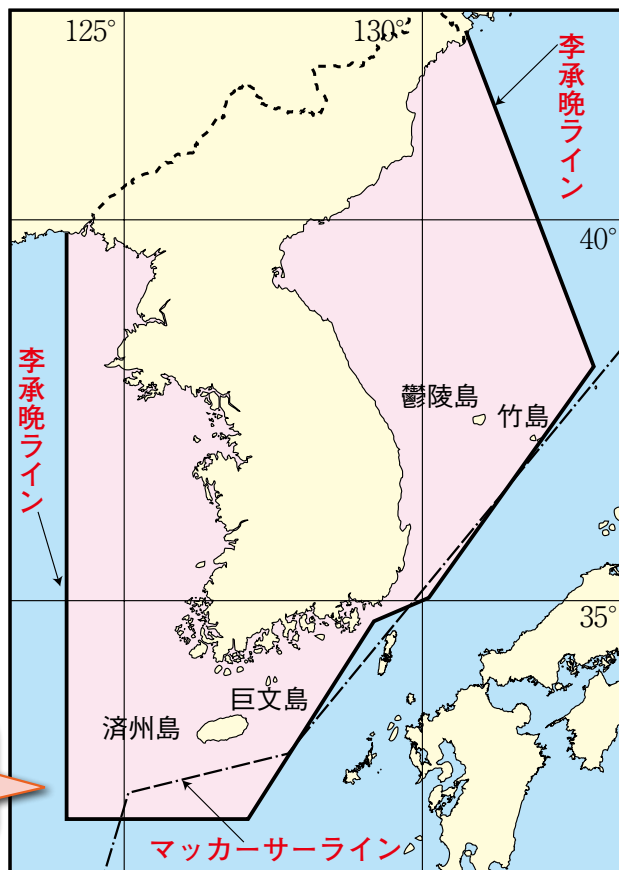
戦後の日本の領土を決めた平和条約では、朝鮮、台湾など日本から分離する領土を規定する方法がとられました。韓国はこの条約を準備していたアメリカに「日本が放棄する島に竹島を加えてほしい。」と願い出ました。

これに対して、「竹島は日本領」と決定していたアメリカは、「竹島は、朝鮮領土として扱われたことはなく、1905 (明治38) 年ごろから島根県隠岐支庁の管轄下にある。これまでに朝鮮によって領土主張がなされたとは思わない。」(ラスク書簡) と回答し、韓国の要求を拒否しました。こうして、竹島が日本領土であることが平和条約上も確認されました。

なのに、なぜ韓国が占拠しているのか？

サンフランシスコ平和条約の効力が発生する 3 か月前の 1952 (昭和 27) 年 1 月 18 日、**韓国の李承晩大統領は、一方的に「李承晩ライン」設定を宣言 (海洋主権宣言) して竹島をライン内に取り込みました。**これが**竹島問題の始まり**です。

日本政府は直ちに抗議し、島根県は竹島に標柱を建てました。しかし、韓国は竹島に灯台を設置し、海洋警察隊を置き、日本の巡視船を銃撃・砲撃するなどして竹島を占拠しました。1965 (昭和40) 年、日韓漁業協定が結ばれ、主に濟州島から対馬にかけての海で強行されてきた日本漁船拿捕はなくなりましたが、ヘリポートや埠頭を建設するなどして今日まで不法占拠を続けています。



- ・マッカーサーライン…日本が漁業できる範囲を示し、一時的に日本は竹島に近づけなくなりました。
- ・李承晩ライン…ライン内に竹島を取り込んでいます。

第 2 次世界大戦終了後、**連合軍最高司令官総司令部 (GHQ)** は指令を発し、一時的に竹島を日本の行政権が及ばない範囲にしました。さらに、GHQ の指令によって「マッカーサーライン」が引かれ、竹島周辺 12 海里に日本漁船は近づけなくなりました (制限水域はその後周辺 3 海里まで縮小)。しかし、これらの指令は日本の領土を決めたものではなく、竹島を韓国の領土としたものでもありませんでした。

ですから、1952 (昭和27) 年 4 月 28 日の「サンフランシスコ平和条約」発効で日本が主権を回復するよりも早く GHQ は「マッカーサーライン」を廃止し、そして「**サンフランシスコ平和条約**」で**竹島は日本の領土であることが最終的に確定したのです。**

しかし、韓国は GHQ の二つの指令を根拠に竹島の領有を主張して、「**李承晩ライン**」宣言を行いました。そしてこの後不法占拠を強行する中で、竹島は日本による侵略の最初の犠牲となった地であると韓国は主張するようになりました。この主張は韓国人の心をとらえ、竹島問題の解決を難しくさせています。

3. 主権が侵害されていることにより起こっている問題

1 竹島やその周辺 12 海里に行けない

韓国は警備隊員などを置いて占拠を続け、一方的に灯台、宿舍、埠頭などを建設し、定期船を運航して観光客を上陸させるなど、不法占拠を進めています。日本政府はこれらに抗議を続けています。



(写真提供：聯合=共同)



(写真提供：聯合=共同)



(写真提供：EPA=時事)

2 漁業が自由にできない

竹島問題が未解決のため、日韓どちらのものとも決めない「暫定水域」をつくって漁業を行っています。本来、日韓の排他的経済水域の境界線は、竹島（日本）と鬱陵島（韓国）の間に引かれるべきです。



境界線を越えて日本の排他的経済水域内で操業して押収された韓国漁船の漁具です。
2021(令和3)年7月12日撮影
(水産庁境港漁業調整事務所の倉庫内)



暫定水域内は共同管理と定められています。日本は好漁場です。韓国漁船の乱獲によって魚介類がとてつもなく少なくなっています。

3 海洋資源の権利の行使ができない

2006(平成18)年、海上保安庁が竹島周辺で海洋調査を行おうとしたが、韓国はこれを実力で阻止するため、警備艦艇を非常配備しました。この時は、話し合いで衝突が回避されましたが、その後、韓国は一方的に竹島周辺の海底で海洋資源調査を行っています。



「国連海洋法条約」により、各国は排他的経済水域 200 海里の水産資源・海底資源に権利をもつと同時に、資源保護や海洋汚染防止に責任をもつことになりました。日本と韓国では、竹島問題が未解決のため、排他的経済水域の境界線を引くことができません。そこで、1999(平成11)年に発効した新しい日韓漁業協定では、どちらのものとも決めない「暫定水域」を設定することで合意し、現在に至っています。この海域は、暖流と寒流がぶつかる潮目があり、堆もあってとても豊かな漁場です。

「暫定水域」は、日韓が共同管理することになっていますが、日韓の漁業規制が違ったり、韓国漁船が約束を守らないため、事実上日本の漁船が撤退し、一部を除いて日本漁船が漁を行えない現状です。また、竹島周辺 12 海里には日本漁船は近づけません。近年、日本海西部に石油や天然ガスなどの海底資源があることがわかってきています。海洋資源を確保する面からも竹島の領土としての重要性が高まっています。

4. 平和的に解決するために

国の動き

<内閣官房>

領土問題の啓発・情報発信のため、全国の教育委員会指導主事等を対象とした「領土・主権に関する教員等セミナー」の開催や竹島関連資料を紹介する「竹島資料ポータルサイト」の公開、東京都内に「領土・主権展示館」を開館しました。

<外務省>

竹島問題啓発のため「竹島問題 10 のポイント」の発行や竹島問題の解説動画の作製、ホームページ上での多言語による情報提供など、国際社会への情報発信を強化しました。

<文部科学省>

2017(平成 29)年 3 月に小学校及び中学校学習指導要領の改訂が、2018(平成 30)年 3 月に高等学校学習指導要領の改訂がおこなわれ、竹島が「我が国の固有の領土」と記載されました。

国際司法裁判所 (ICJ)



(写真所蔵：竹島資料室)

国と国との間の問題を平和的に解決する方法として、国際司法裁判所 (ICJ、所在地はオランダのハーグ) での裁判に委ねるという方法があります。しかし、国際司法裁判所が裁判を行うためには、両国が提訴に合意しなければなりません。

韓国による竹島の不法占拠に対し日本政府は、1954(昭和 29)年、1962(昭和 37)年及び 2012(平成 24)年の 3 回、竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを提案しましたが、韓国は「日韓に領土問題は存在しない」としてこれを拒否し、現在に至っています。

イギリスとフランスのマンキエ・エクレオ諸島をめぐる争い(1953(昭和28)年)、シンガポールとマレーシアのペドラブランカ等の島をめぐる争い(2008(平成20)年)など、領土問題をICJで解決した例はたくさんあります。

島根県の動き

<竹島の日を定める条例>

1905(明治 38)年の島根県告示からちょうど 100 年目の 2005(平成 17)年、島根県議会は、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月 22 日を「竹島の日」と決めました。島根県は、条例の趣旨に沿って、様々な取り組みを推進しています。

<国への要望>

竹島問題は日韓両国の外交努力によって平和的に解決すべきものです。このため、県では県議会とともに竹島の領土権の早期確立や学校教育における竹島に関する学習の充実など国に対して強く訴えています。

<調査研究>

県内外の専門家を構成員として竹島問題研究会を設置し、客観的な研究を行っています。その研究成果は、啓発にも活かされています。

<国民・県民への啓発活動>

「竹島の日」記念式典の開催や竹島資料室での展示、SNS(Facebook 等)による広報啓発に取り組んでいます。

<竹島に関する学習の推進>

独自に作成した副教材DVDや竹島学習リーフレット等を活用して、すべての公立小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習を行っています。



2010(平成 22)年度から「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールを行っています。(写真は、第 10 回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール表彰式)



竹島問題研究会報告書や独自に作成した啓発用DVD、パンフレットなどにより啓発に努めています。

日本と韓国の真の友好関係を築くために、歴史的事実や国際法に基づいた竹島問題の解決が必要です。

平和的解決のために自分たちができることを考えましょう。

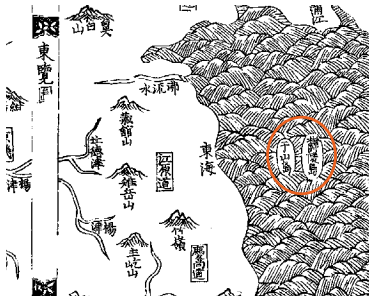
竹島が韓国の領土であることを示す正当な根拠はありません

韓国側は文献や歴史的事実を、自分たちに都合よく解釈しています。

「韓国側の主な主張」

1 世宗実録地理志(1454年)に鬱陵島と独島(竹島の韓国名)は6世紀に新羅に服属した于山国の領土と記されている。

2 于山島が独島(竹島)である。



※韓国の『新增東国輿地勝覧』所収「八道総図」(1530年)には、韓国側が現在の竹島(韓国名:独島)と主張する于山島が鬱陵島の西側に描かれています。(架空の島)

「事実と反論」

世宗実録地理志に書いてあるのは鬱陵島に于山国があったことだけです。

韓国の古地図に描かれた于山島は架空の島であるか、または鬱陵島のすぐ近くにある小島(竹嶼)のことで、現在の竹島(韓国名:独島)ではありません。



※『青邱図』の鬱陵島図(19世紀)では鬱陵島直近東側の竹嶼を「于山」としています。



※ふるさと隠岐(隠岐の島町ふるさと教育副教材)

3 17世紀末に江戸幕府は鬱陵島と独島(現在の竹島)を朝鮮領と認めた。

安龍福らの鬱陵島出漁をきっかけに、江戸幕府は鬱陵島について対馬藩に朝鮮国との交渉を命じましたがまとまらず、

1696(元禄9)年鬱陵島への渡海を禁じました(元禄竹島一件)。しかし、現在の竹島は交渉の対象になっていません。

※安龍福は帰国後の取り調べで「日本側と交渉して竹島を朝鮮領と認めさせた。」と述べましたが、そのような事実はありません。また、朝鮮国は安龍福の言動に関知しないと日本側に回答しています。

※1833(天保4)年、現在の竹島(当時の呼称:松島)へ行く名目で鬱陵島に渡り、物資を持ち帰った浜田藩の町人、八右衛門らは死罪となりました(天保竹島一件)。「鎖国政策」のもとであっても、竹島への渡海ならさしつかえないと考えていた当時の人々の領土に関する認識をうかがうことができます。

4 1877(明治10)年の太政官指令により、明治政府が鬱陵島と現在の竹島を日本領でないと決定した。

太政官指令は「竹島外一島」が日本と関係ないとしました。ここでいう竹島は鬱陵島、外一島は松島ですが、明治期には松島も鬱陵島を指したので、この指令は鬱陵島に関する

ものです。明治政府が現在の竹島を日本領でないと定めた指令等はありません。

5 大韓帝国が1900(明治33)年に公布した「勅令第41号」により、独島(竹島)を韓国領とした。

勅令は「鬱島郡の区域は鬱陵全島と竹島石島」と規定します。韓国は石島が現在の竹島(韓国名:独島)だと主張していますが(竹島は竹嶼)、根拠は不明確です。

※「勅令第41号」にいう石島が仮に現在の竹島(韓国名:独島)であったとしても、勅令制定の1900年前後に、大韓帝国が現在の竹島を実際に統治したことがないので領有権は成立していません。

6 独島(竹島)は1905(明治38)年の島根県編入で、日本による韓国侵略の最初の犠牲となった。1943(昭和18)年のカイロ宣言は「日本は暴力と貪欲によって奪い取ったすべての地域から追放される」と規定している。

竹島は韓国の領土であったことが一度もありません。したがって、日本が奪ったという主張は成り立ちません。

問い合わせ

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

〒690-0033 松江市大庭町1751-13(島根青少年館内) TEL(0852)21-2818/FAX(0852)21-2730

島根県総務部総務課竹島対策室

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL(0852)22-6766/FAX(0852)22-5911

竹島についてもっと詳しく知りたい場合は、右のQRコードにアクセスしてみましょう。



発行: 2022(令和4)年2月

【昭和初期の竹島】



【竹島での漁猟】
隠岐の漁民により、アシカ猟、アワビ漁、ワカメ漁などが盛んに行われていました。



【竹島ノ図】(南を上にした図)
昭和初期に竹島で漁猟をした隠岐の漁民の一人、八幡伊三郎さんが描いた地図です。竹島の様子が詳しく描かれています。

【竹島問題とは】

竹島問題は、1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩大統領が公海上に一方的に線を引き、竹島を取り込んだことに始まります。

韓国は竹島の領有を主張し、後に竹島を占拠しました。現在も韓国の不法占拠は続いています。

竹島問題は、日本の主権が侵害されている問題です。



1952(昭和27)年1月26日付け 島根新聞



「島根県が建てた日本の領土であることを示す標柱」
1953(昭和28)年6月27日

日本の領土なのに 行けない島「竹島」

【竹島問題の解決のために】

竹島問題の解決のためには、国民世論の喚起が必要です。島根県は、竹島問題の調査研究、県民等への啓発活動、学校における竹島に関する学習の充実などに取り組んでいます。

2月22日は「竹島の日」です

竹島は、歴史的事実
明らかに我が国固有
に照らしても、国際法上も
の領土です。

「竹島で日本の巡視船が韓国側から発砲されたことを伝える新聞記事」
1953(昭和28)年7月14日付け 山陰新報



【竹島問題の早期解決を求める東京集会】
2018(平成30)年11月21日



【広告塔】
(益田市)
県内10か所に
広告施設を設置



【「竹島の日を定める条例」の可決、成立】
2005(平成17)年3月16日
島根県議会本会議



【「竹島の日」記念式典】
2020(令和2)年2月22日



【中学校での竹島に関する学習】
平成21年度から、県内すべての小・中・高・特別支援学校で竹島に関する学習が行われています。現在は全国でも行われています。

【現在の竹島】



(写真提供: AFP=時事)



(写真提供: AFP=時事)

【女島(東島)の様子】
韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国が竹島に対して行うどのような措置も、それによって領土権が生じるものではありません。